

第2次

# 高知県DV被害者支援計画



平成24年3月

高 知 県



## はじめに

配偶者からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、重大な人権侵害であるにもかかわらず、長い間、家庭やプライバシーの問題とされ、多くの被害者が苦しんできました。

「入所している皆さんと話すうち、自分だけじゃなかった、自分だけがおかしくなかったと気づきました。」

「何度も絶望したけれど、もう一度頑張ってみようという気力が湧いてきました。」

これらは、高知県女性相談支援センターの一時保護所を退所する際の、利用者アンケートに記された生の声の一部です。

本県では、平成19年に「高知県DV被害者支援計画」を策定し、女性相談支援センターを中心に、DV防止のための意識啓発とともに、被害者の保護や自立支援に取り組んでまいりました。このような取組により、同センターに寄せられるDVの相談件数は大きく増加しています。

こうした中、現行計画の計画期間が平成23年度で終期を迎えることから、これまでの取組の成果と課題などを踏まえたうえで、有識者等で構成する「支援計画策定委員会」や「こうち男女共同参画会議」の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様や関係団体からご意見などをいただきながら、第2次計画を策定いたしました。

第2次計画では、暴力を未然に防ぐための若い世代に対する予防啓発をはじめ、暴力の連鎖を断つための子どものケアの充実や、一時保護所退所後のフォローアップの強化、さらに被害者を地域全体で見守る環境づくりなどに取り組んでいくことにしています。

県では、今後この計画を基に、市町村や関係機関・団体の方々などと連携を図りながら、「男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない社会の実現」に向けて、さらに積極的に取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、第2次計画の策定にあたりご協力をいただきました皆様方に、心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

高知県知事 尾崎 正直

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の進行管理	2

## 第2章 高知県におけるDVの現状

1 県民意識調査の結果	3
2 DVに関する相談の状況	4
3 一時保護の状況	5

## 第3章 基本的方向

1 計画の基本的認識	8
2 計画の策定にあたっての視点	9
3 計画の体系	10

## 第4章 具体的な取組内容

基本の柱1 DVを許さない社会づくり	12
重点目標(1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進	12
重点目標(2) DV防止のための教育・普及啓発	14
重点目標(3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上	18
重点目標(4) 加害者への対応	20
基本の柱2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり	22
重点目標(1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備	22
重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化	24
重点目標(3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり	26

基本の柱3 DV被害者の一時保護体制の充実 .....	28
重点目標(1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保 .....	28
重点目標(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護体制の充実 .....	30
重点目標(3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実 .....	32
基本の柱4 DV被害者の自立支援 .....	33
重点目標(1) DV被害者の生活再建 .....	33
重点目標(2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実 .....	36
基本の柱5 地域における取組の推進 .....	38
重点目標(1) 地域での見守り体制づくり .....	38
重点目標(2) 早期発見、通報及び相談体制づくり .....	40
重点目標(3) 自立支援の取組 .....	42
DV被害者支援の流れ(連携図) .....	44
資料編	